

平成28年第2回定例会（12月議会）  
予算及び付託議案審査関係資料

平成28年12月5日  
総務部

【予算関係】

- 資料1 平成28年度12月補正予算に関する説明資料  
(財政課)
- 資料2 県人会ネットワーク化推進事業に係る債務負担行為の設定について  
(総務課)
- 資料3 広報事業に係る債務負担行為の設定について  
(広報広聴課)

【議案関係】

- 資料4 「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案」について  
(議案第189号)  
(人事課)
- 資料5 「知事等の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例案」について  
(議案第191号)  
(人事課)
- 資料6 「県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例案」について  
(議案第188号)  
(人事課)
- 資料7 「職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例案」について  
(議案第190号)  
(人事課)

資料1 (予算関係)

平成28年12月5日  
財政課

平成28年度12月補正予算  
に関する説明資料

(議案第183号)

平成28年度12月補正予算 主要な歳入増減調書

(単位：千円)

区分	増減額	増額内訳	減額内訳
1 県税			
2 地方消費税清算金			
3 地方譲与税			
4 地方特例交付金			
5 地方交付税			
6 交通安全対策特別交付金			
7 分担金及び負担金			
8 使用料及び手数料			
9 国庫支出金	3,011,703	合板・製材生産性強化対策事業費 1,455,261 ( 0 → 1,455,261 ) 畜産競争力強化整備事業費 883,000 ( 56,500 → 939,500 ) 経営体育成支援事業費 241,565 ( 165,229 → 406,794 )	職員費 (教育費負担金) △ 65,210 ( 7,907,545 → 7,842,335 )
10 財産収入	15,362	県営林売払収入 15,362 ( 124,963 → 140,325 )	
11 寄附金			
12 繰入金	△ 623,197	地域医療介護総合確保基金繰入金 2,368 ( 2,153,975 → 2,156,343 )	財政調整基金繰入金 △ 625,565 ( 4,300,000 → 3,674,435 )
13 繰越金			
14 諸収入	304,668	水産業競争力強化緊急施設整備事業費 286,598 ( 0 → 286,598 ) 農業試験場受託事業収入 5,903 ( 59,615 → 65,518 )	
15 県債	210,100	鉄道軌道輸送対策事業費 158,700 ( 0 → 158,700 ) 障害児・者施設整備補助事業費 25,700 ( 65,200 → 90,900 )	
合計	2,918,636	635,077,599 → 637,996,235	

平成28年度12月補正予算 主要な目的別増減調書

(単位：千円)

区分	増減額	増額	内訳	減額	内訳
1 議会費	△ 1,689	議員報酬費	2,444 ( 624,196 → 626,640 )	△ 4,133 ( 272,297 → 268,164 )	職員給与費
2 総務費	54,544	鉄道軌道輸送対策事業 総務事務センター運営事業費	158,821 ( 214,071 → 372,892 ) 11,813 ( 76,918 → 88,731 )	△ 140,055 ( 9,999,648 → 9,859,593 )	職員給与費
3 民生費	133,588	障害児・者施設整備補助事業 職員給与費	77,249 ( 244,871 → 322,120 ) 46,873 ( 2,212,414 → 2,259,287 )		
4 衛生費	22,207	医療提供体制整備費補助事業	84,315 ( 259,139 → 343,454 )	△ 67,382 ( 2,817,794 → 2,750,412 )	職員給与費
5 労働費	△ 17,465			△ 17,465 ( 636,735 → 619,270 )	職員給与費
6 農林水産業費	3,050,687	合板・製材生産性強化対策事業 畜産競争力強化対策事業 水産業競争力強化緊急施設整備事業	1,179,861 ( 1,551,706 → 2,731,567 ) 883,000 ( 730,004 → 1,613,004 ) 286,821 ( 0 → 286,821 )	△ 116,242 ( 6,604,325 → 6,488,083 )	職員給与費
7 商工費	△ 63,599			△ 63,599 ( 2,201,999 → 2,138,400 )	職員給与費
8 土木費	△ 162,273			△ 167,649 ( 4,336,599 → 4,168,950 )	職員給与費
9 警察費	△ 133,872			△ 133,872 ( 19,862,616 → 19,728,744 )	職員給与費
10 教育費	36,508	県立学校天井等落下防止対策推進事業	18,749 ( 749 → 19,498 )	△ 3,922 ( 88,461,557 → 88,457,635 )	職員給与費
11 災害復旧費					
12 公債費					
13 諸支出金					
14 予備費					
合計	2,918,636	635,077,599→637,996,235			

平成28年度12月補正予算 主要な性質別増減調書

(単位：千円)

区分	増減額	増額内訳	減額内訳
1 人件費	△ 661,979		知事部局等給与費 △ 526,841 ( 29,866,527 → 29,339,686 ) 警察本部給与費 △ 133,872 ( 19,868,964 → 19,735,092 ) 教育委員会給与費 △ 4,194 ( 88,529,705 → 88,525,511 )
2 物件費	32,930	総務事務センター運営事業費 11,813 ( 34,969 → 46,782 ) 女性活躍職場づくり加速化事業 7,757 ( 0 → 7,757 )	
3 扶助費			
補助費等	136,876	地籍調査事業 78,945 ( 210,000 → 288,945 ) 中山間地域所得向上支援事業 36,500 ( 0 → 36,500 )	
積立金			
投資及び出資金			
貸付金			
4 維持修繕費	9,941	庁舎管理諸費 10,000 ( 62,551 → 72,551 )	
5 補助投資事業費	2,944,302	合板・製材生産性強化対策事業 1,179,861 ( 1,551,706 → 2,731,567 ) 畜産競争力強化対策事業 883,000 ( 730,000 → 1,613,000 ) 路網整備強化対策事業 275,400 ( 115,750 → 391,150 )	
6 単独投資事業費	456,566	水産業競争力強化緊急施設整備事業 286,375 ( 0 → 286,375 ) 鉄道軌道輸送対策事業 158,821 ( 214,071 → 372,892 )	庁舎管理諸費 △ 10,000 ( 108,322 → 98,322 )
7 補助災害復旧事業費			
8 単独災害復旧事業費			
9 国直轄事業負担金			
10 公債費			
11 繰出金			
合計	2,918,636	635,077,599→637,996,235	

## 県人会ネットワーク化推進事業に係る債務負担行為の設定について

平成28年12月5日

総務課

## 1 目的

札幌市に設置した「あきた情報プラザ」を拠点に、北海道地区における県人会活動の活性化や相互交流の促進並びに秋田の情報発信のさらなる充実・強化を図る。

## 【施設の概要】

場 所：札幌市中央区大通西一丁目14-2 桂和大通ビル50地下1階

使用面積：69.37㎡ (20.98坪)

機 能 等：物産展示・販売、観光パンフレット等設置コーナー

県人会交流スペース

2 債務負担行為限度額 2,191千円 (⊖ 2,191千円)

内 訳

(1) 入居施設使用料 2,074千円

(2) 看板使用料 (看板面 4箇所) 117千円

## 3 債務負担行為を設定する理由

現在締結している賃貸借契約に基づき、契約期間満了の3か月前に当たる12月末日までに契約継続の意思表示を行う必要があるため。

(参考)

### 1 秋田県人会北海道連合会の概要

- ・発足： 昭和50年
- ・所属する道内県人会数： 11団体
- ・会員数： 約1,700人

### 2 あきた情報プラザ来場者数

- ・平成25年度 4,885人
- ・平成26年度 5,512人
- ・平成27年度 5,620人

### 3 あきた情報プラザの28年度事業の主な内容

#### ○ 県人会組織の拠点としての活動（県人会組織の充実）

- ・秋田県人会北海道連合会創立40周年を契機とした道内県人会による会員交流会の開催（9月）
- ・きりたんぽ会の開催などによる県人会員及び地域住民との交流の拡大
- ・なまはげ衣装等のイベント用グッズの道内県人会への貸出

#### ○ 物産展、パネル展示等（情報発信）

- ・「秋田ふるさとミニ物産展」の開催（4/20～23、7/20～24）
- ・あきた情報プラザ来場者への県産品、観光情報の提供や各種チラシ・パンフレットの配布（通年）

#### ○ 北海道地区における県との協働事業について

- ・とまこまい港まつり（苫小牧市）における秋田県のPR（8/5～7）
- ・マリンフェスタin小樽（小樽市）におけるフェリー定期便の利用促進のPR（7/17）

## 広報事業に係る債務負担行為の設定について

平成28年12月5日

広報広聴課

## 1 目的

迅速かつ正確な県政情報の発信により、県政への理解と信頼を深めるとともに、県政への参画意欲を向上させ、県民との協働による「元気」の創造を目的とする。そのため、広報紙、新聞、テレビ及びラジオによる広報事業を実施する。

2 債務負担行為限度額 95,004千円

〔	<table style="border: none;"> <tr> <td style="text-align: center;">⊕</td> <td style="padding-left: 10px;">4,856千円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">⊖</td> <td style="padding-left: 10px;">90,148千円</td> </tr> </table>	⊕	4,856千円	⊖	90,148千円	〕
⊕	4,856千円					
⊖	90,148千円					

## 内 訳

- (1) 全戸配布広報紙 47,044千円  
 県広報の主力媒体と位置付け、県政特集を中心に、県民生活に密着した情報も併せて発信する。  
 ・隔月発行、12ページ、414千部制作及び配布
- (2) 新聞広報 16,175千円  
 施策や事業を掘り下げた特集記事や県からのお知らせを地元紙で発信する。  
 ・毎月掲載、全7段(テレビ欄)
- (3) テレビ広報 28,013千円  
 地域活性化の取組や県民が元気になるような情報を、映像や音声、字幕等により分かりやすく発信する。  
 ・毎週1回、民放3局で放映
- (4) ラジオ広報 3,772千円  
 朝の通勤時間帯に県政情報及び週末のイベント情報を発信する。  
 ・毎週1回、民放2局で放送

## 3 債務負担行為を設定する理由

新年度当初から広報紙、新聞、テレビ及びラジオによる広報を実施するためには、今年度中に受託者の決定及び契約手続きを行い、放送枠や掲載枠の確保、制作や編集、印刷等を行う必要があるため。



「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案」について  
(議案第189号)

平成28年12月5日

人 事 課

## 1 改正理由

人事委員会からの職員の給与に関する報告及び勧告を受け、県職員の給料月額、初任給調整手当、扶養手当、期末手当及び勤勉手当の額を改定する必要がある。

## 2 改正内容

## (1) 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正 (第1条、第2条)

## ① 給料

若年層に重点をおいて引き上げる。(別表第1から別表第6)

※ 平均改定率 0.16% (行政職)

## ② 初任給調整手当

医師等及び獣医師に対する支給限度額を引き上げる。(第9条の2関係)

職 種	現 行	改正後	増 減
医師等	413,300円	413,800円	500円
獣医師	30,000円	45,000円	15,000円

## ③ 期末・勤勉手当

年間支給月数を引き上げる。(第22条関係) ※詳細別紙

職員の区分	現 行	改正後	増 減
一般の職員	4.05月	4.10月	0.05月

## ④ 扶養手当

配偶者に係る手当額を他の扶養親族と同額とし、子に係る手当額を引き上げる。(第10条、第11条及び改正附則第4～6項関係) ※段階的に実施

【各年度における扶養手当の手当額】

区 分		現 行	29年度	30年度	31年度	32年度以降
配偶者	本庁部長級	13,000円	10,000円	6,500円	3,500円	不支給
	本庁次長級	13,000円	10,000円	6,500円	3,500円	3,500円
	上記以外の職員	13,000円	10,000円	6,500円	6,500円	6,500円
子		6,500円	8,000円	10,000円	10,000円	10,000円
父母等	本庁部長級	6,500円	6,500円	6,500円	3,500円	不支給
	本庁次長級	6,500円	6,500円	6,500円	3,500円	3,500円
	上記以外の職員	6,500円	6,500円	6,500円	6,500円	6,500円

(2) 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正（第3条～第6条）

① 給料

任期付研究員及び特定任期付職員に係る給料月額を改定する。

② 期末手当

任期付研究員及び特定任期付職員の年間支給月数を引き上げる。※詳細別紙

現 行	改正後	増 減
3.00月	3.05月	0.05月

3 施行期日等

(1) 施行日

○ 公布の日

- ・給料（一般職）、初任給調整手当（医師等）〔平成28年4月1日適用〕
- ・期末・勤勉手当（平成28年度分）〔平成28年12月1日適用〕
- ・給料（任期付研究員及び特定任期付職員）

○ 平成29年4月1日

初任給調整手当（獣医師）、扶養手当、期末・勤勉手当（平成29年度以降分）

(2) その他

所要の規定の整理を行う。

期末・勤勉手当の改定について

再任用職員以外の職員

		特定幹部職員以外の職員			特定幹部職員		
		現行	改正後		現行	改正後	
			28年度	29年度以降		28年度	29年度以降
6月	期末	117.5/100	117.5/100	117.5/100	97.5/100	97.5/100	97.5/100
	勤勉	77.5/100	77.5/100	80/100 【2.5/100】	97.5/100	97.5/100	100/100 【2.5/100】
		195/100	195/100	197.5/100 【2.5/100】	195/100	195/100	197.5/100 【2.5/100】
12月	期末	132.5/100	132.5/100	132.5/100	112.5/100	112.5/100	112.5/100
	勤勉	77.5/100	82.5/100 【5/100】	80/100 【2.5/100】	97.5/100	102.5/100 【5/100】	100/100 【2.5/100】
		210/100	215/100 【5/100】	212.5/100 【2.5/100】	210/100	215/100 【5/100】	212.5/100 【2.5/100】
計	期末	250/100	250/100	250/100	210/100	210/100	210/100
	勤勉	155/100	160/100 【5/100】	160/100 【5/100】	195/100	200/100 【5/100】	200/100 【5/100】
		405/100	410/100 【5/100】	410/100 【5/100】	405/100	410/100 【5/100】	410/100 【5/100】

【 】内は、現行の支給割合からの増減

任期付研究員・特定任期付職員

		現行	改正後	
			28年度	29年度以降
期末手当	6月	150/100	150/100	152.5/100 【2.5/100】
	12月	150/100	155/100 【5/100】	152.5/100 【2.5/100】
		300/100	305/100 【5/100】	305/100 【5/100】

【 】内は、現行の支給割合からの増減

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案新旧対照表  
 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正（第一条による改正）

新

（初任給調整手当）

第九条の二 初任給調整手当は、次の各号に掲げる職に新たに採用された職員に対して、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第一号及び第二号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から三十五年以内、第三号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から十五年以内、第四号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から五年以内の期間、採用の日（第一号及び第二号に掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日）から一年を経過することによりその額を減じて支給する。

一 医療職給料表(一)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額四十一万三千八百円

二 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職（前号に掲げる職を除く。）で人事委員会規則で定めるもの 月額五万六百元

三・四 略

2・3 略

（期末手当）

第二十一条 期末手当は、六月一日及び十二月一日（以下この条から第二十一条の三まで及び附則第二項第三号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日（次条及び第二十一条の三においてこれらの日を「支給日」という。）に支給

旧

（初任給調整手当）

第九条の二 初任給調整手当は、次の各号に掲げる職に新たに採用された職員に対して、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、第一号及び第二号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から三十五年以内、第三号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から十五年以内、第四号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から五年以内の期間、採用の日（第一号及び第二号に掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日）から一年を経過することによりその額を減じて支給する。

一 医療職給料表(一)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額四十一万三千三百円

二 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職（前号に掲げる職を除く。）で人事委員会規則で定めるもの 月額五万五百円

三・四 略

2・3 略

（期末手当）

第二十一条 期末手当は、六月一日及び十二月一日（以下この条から第二十一条の三まで及び附則第三項第三号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日（次条及び第二十一条の三においてこれらの日を「支給日」という。）に支給

する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、若しくは法第十六  
条第一号に該当して法第二十八条第四項の規定により失職し、又  
は死亡した職員（第二十四条第七項の規定の適用を受ける職員及  
び人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とす  
る。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、六月に支給する場合にお  
いては百分の百十七・五、十二月に支給する場合においては百分  
の百三十二・五を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職  
員でその職務の級が七級以上であるもの並びに同表以外の各給料  
表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等が  
これに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定  
める職員を除く。第二十二條及び附則第五項において「特定幹部  
職員」という。）にあつては、六月に支給する場合においては百  
分の九十七・五、十二月に支給する場合には百分の百十二  
・五を乗じて得た額）に、基準日以前六箇月以内の期間における  
その者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定  
める割合を乗じて得た額とする。

一、四 略

3 略

4 第二項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し  
、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若し  
くは失職し、又は死亡した日現在。附則第二項第三号において同  
じ。）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びに  
これらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5・6 略

（勤勉手当）

第二十二條 勤勉手当は、六月一日及び十二月一日（以下この条及  
び附則第二項第四号においてこれらの日を「基準日」という。）  
にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前六箇月以内の期間に

する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、若しくは法第十六  
条第一号に該当して法第二十八条第四項の規定により失職し、又  
は死亡した職員（第二十四条第七項の規定の適用を受ける職員及  
び人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とす  
る。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、六月に支給する場合にお  
いては百分の百十七・五、十二月に支給する場合においては百分  
の百三十二・五を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職  
員でその職務の級が七級以上であるもの並びに同表以外の各給料  
表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等が  
これに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定  
める職員を除く。第二十二條及び附則第六項において「特定幹部  
職員」という。）にあつては、六月に支給する場合においては百  
分の九十七・五、十二月に支給する場合には百分の百十二  
・五を乗じて得た額）に、基準日以前六箇月以内の期間における  
その者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定  
める割合を乗じて得た額とする。

一、四 略

3 略

4 第二項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し  
、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若し  
くは失職し、又は死亡した日現在。附則第三項第三号において同  
じ。）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びに  
これらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5・6 略

（勤勉手当）

第二十二條 勤勉手当は、六月一日及び十二月一日（以下この条及  
び附則第三項第四号においてこれらの日を「基準日」という。）  
にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前六箇月以内の期間に

おけるその者の勤務成績に依じて、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、若しくは法第十六条第一号に該当して法第二十八条第四項の規定により失職し、又は死亡した職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、人事委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。

一 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第二項第四号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に百分の八十二・五（特定幹部職員にあつては、百分の百二・五）を乗じて得た額の総額

二 略

3 5 略

附 則

1 略

おけるその者の勤務成績に依じて、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、若しくは法第十六条第一号に該当して法第二十八条第四項の規定により失職し、又は死亡した職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、人事委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に掲げる額を超えてはならない。

一 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第三項第四号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に百分の七十七・五（特定幹部職員にあつては、百分の九十七・五）を乗じて得た額の総額

二 略

3 5 略

附 則

1 略

2 当分の間、職員（医療職給料表（一）の適用を受ける者を除く。）の給料月額、第四条及び第五条の規定にかかわらず、これらの規定の適用（別表第四第一号の表の備考二及び別表第四第二号の表の備考二の規定の適用を除く。）による額に、当該額に百分の〇・八五を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を加算した額とする。ただし、別表第四第一号の表の備考二に規定する職員の給料月額は前段の規定に

より算出した額に七千七百円を、別表第四第二号の表の備考二に規定する職員の給料月額に前段の規定により算出した額に七千五百円をそれぞれ加算した額とする。

2 | 平成三十年十二月三十一日までの間、職員（次の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員（再任用職員を除く。）のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であつてその号給がその職務の級における最低の号給でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たつては、当該特定職員が五十五歳に達した日後における最初の四月一日（特定職員以外の者が五十五歳に達した日後における最初の四月一日後に特定職員となつた場合にあつては、特定職員となつた日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

一 給料月額 当該特定職員の給料月額に百分の一を乗じて得た額（当該特定職員の給料月額に百分の九十九を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合（以下この項、附則第四項及び第五項において「最低号給に達しない場合」という。）にあつては、当該特定職員の給料月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額（以下この項及び附則第四項において「給料月額減額基礎額」という。））

二・三 略

四 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（第二十二条第四項において準用する第二十一条第五項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する百分の二十を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額（同項に規定する人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員（以下この号において

3 | 平成三十年十二月三十一日までの間、職員（次の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員（再任用職員を除く。）のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であつてその号給がその職務の級における最低の号給でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たつては、当該特定職員が五十五歳に達した日後における最初の四月一日（特定職員以外の者が五十五歳に達した日後における最初の四月一日後に特定職員となつた場合にあつては、特定職員となつた日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

一 給料月額 当該特定職員の給料月額に百分の一を乗じて得た額（当該特定職員の給料月額に百分の九十九を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合（以下この項、附則第五項及び第六項において「最低号給に達しない場合」という。）にあつては、当該特定職員の給料月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額（以下この項及び附則第五項において「給料月額減額基礎額」という。））

二・三 略

四 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（第二十二条第四項において準用する第二十一条第五項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する百分の二十を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額（同項に規定する人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員（以下この号において

「管理監督職員」という。）にあつては、その額に、給料月額に同項に規定する百分の二十五を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額（を加算した額。附則第五項において「勤勉手当減額対象額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第二十二條第二項前段に規定する人事委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額に百分の一を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（同條第四項において準用する第二十一條第五項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する百分の二十を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額（管理監督職員にあつては、その額に、給料月額減額基礎額に同項に規定する百分の二十五を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額。附則第五項において「勤勉手当減額基礎額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第二十二條第二項前段に規定する人事委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額）

略  
五〇七 略

3| 4| 附則第二項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第十四條から第十七條までに規定する勤務一時間当たりの給与額は、第十九條の二の規定にかかわらず、同條の規定により算出した給与額から、給料月額及び同條第二号から第六号までに掲げる給与の月額の合計額に十二を乗じ、その額を一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じたものから同條に規定する人事委員会規則で定める時間を減じたもので除して得た額に百分の一を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基

「管理監督職員」という。）にあつては、その額に、給料月額に同項に規定する百分の二十五を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額（を加算した額。附則第六項において「勤勉手当減額対象額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第二十二條第二項前段に規定する人事委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額に百分の一を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（同條第四項において準用する第二十一條第五項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する百分の二十を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額（管理監督職員にあつては、その額に、給料月額減額基礎額に同項に規定する百分の二十五を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額。附則第六項において「勤勉手当減額基礎額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第二十二條第二項前段に規定する人事委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額）

略  
五〇七 略

4| 5| 附則第三項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第十四條から第十七條までに規定する勤務一時間当たりの給与額は、第十九條の二の規定にかかわらず、同條の規定により算出した給与額から、給料月額及び同條第二号から第六号までに掲げる給与の月額の合計額に十二を乗じ、その額を一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じたものから同條に規定する人事委員会規則で定める時間を減じたもので除して得た額に百分の一を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基



基礎額及び同条第二号から第六号までに掲げる給与の月額合計額に十二を乗じ、その額を一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じたものから同条に規定する人事委員会規則で定める時間を減じたもので除して得た額)に相当する額を減じた額とする。

5| 附則第二項の規定が適用される間、第二十二条第二項第一号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第二項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に百分の〇・八二五(特定幹部職員にあつては、百分の一・〇二五)を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に百分の八二・五(特定幹部職員にあつては、百分の百二・五)を乗じて得た額)の総額に相当する額を減じた額とする。

6・7 略

※ 別表第一から別表第六までの給料表の新旧対照表は略

一般職の職員の給与に関する条例の一部改正(第二条による改正)

新

(初任給調整手当)

第九条の二 初任給調整手当は、次の各号に掲げる職に新たに採用された職員に対して、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第一号及び第二号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から三十五年以内、第三号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から十五年以内、第四号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から五年以内の期間、採用の日(第一号及び第二号に掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日)から一年を経過することにその額を減じて支給す

基礎額及び同条第二号から第六号までに掲げる給与の月額合計額に十二を乗じ、その額を一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じたものから同条に規定する人事委員会規則で定める時間を減じたもので除して得た額)に相当する額を減じた額とする。

6| 附則第三項の規定が適用される間、第二十二条第二項第一号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第三項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に百分の〇・七七五(特定幹部職員にあつては、百分の〇・九七五)を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に百分の七七・五(特定幹部職員にあつては、百分の九十七・五)を乗じて得た額)の総額に相当する額を減じた額とする。

7・8 略

旧

(初任給調整手当)

第九条の二 初任給調整手当は、次の各号に掲げる職に新たに採用された職員に対して、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第一号及び第二号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から三十五年以内、第三号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から十五年以内、第四号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から五年以内の期間、採用の日(第一号及び第二号に掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日)から一年を経過することにその額を減じて支給す

る。

一・二 略

三 獣医学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額四万五千元

四 略

2・3 略

(扶養手当)

第十条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第一号及び第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が九級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員(以下「行政職九級職員等」という。)に対しては、支給しない。

2 前項本文の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

一 略

二 二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあ

る子  
三 二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあ

る孫  
四 略

3 扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については一人につき六千五百円(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が八級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員(以下「行政職八級職員等」という。))にあつては

る。

一・二 略

三 獣医学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額三万円

四 略

2・3 略

(扶養手当)

第十条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

2 前項 の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

一 略

二 二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあ

る子及び孫  
三 略

四 略

3 扶養手当の月額は、前項第一号に該当する扶養親族については一万三千元、同項第二号から第五号までの扶養親族(次条において「扶養親族たる子、父母等」という。)については一人につき六千五百円(職員に配偶者が不在場合にあつては、そのうち一人については一万千円)とする。

、三千五百円）、前項第二号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については一人につき一万円とする。

4 略

第十一条 新たに職員となつた者に扶養親族（行政職九級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、行政職九級職員等から行政職九級職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨

を任命権者に届け出なければならない。

一 新たに扶養親族としての要件を具備するに至つた者がある場合（行政職九級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を具備するに至つた者がある場合を除く。）

二 扶養親族としての要件を欠くに至つた者がある場合（扶養親族たる子又は前条第二項第三号若しくは第五号に該当する扶養親族が、二十二歳に達した日以後の最初の三月三十一日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至つた場合及び行政職九級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を欠くに至つた者がある場合を除く。）

2 扶養手当の支給は、新たに職員となつた者に扶養親族（行政職九級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合においてはその者が職員となつた日、行政職九級職員等から行政職九級職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定に

4 略

第十一条 新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する

一 事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨（新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に第一号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がないときは、その旨を含む。）を任命権者に届け出なければならない。

合

二 扶養親族としての要件を欠くに至つた者がある場合（前条第二項第二号又は第四号に該当する扶養

親族が、二十二歳に達した日以後の最初の三月三十一日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至つた場合

を除く。）

三 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者のない職員となつた場合（前号に該当する場合を除く。）

四 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者を有するに至つた場合（第一号に該当する場合を除く。）

2 扶養手当の支給は、新たに職員となつた者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となつた日、扶養親族

よる届出に係るものがないときはその職員が行政職九級職員等以外の職員となつた日、職員に扶養親族（行政職九級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第一号に掲げる事実が生じたときは、その事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、行政職九級職員等以外の職員から行政職九級職員等となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政職九級職員等となつた日、扶養手当を受けている職員の扶養親族（行政職九級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るもの全てが扶養親族としての要件を欠くに至つた場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもつて終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から十五日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた

の 事実が生じた日の属する月の翌月（その 日）が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。

場合においては、そ

がない 職員に前項第一号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日

扶養 手当を受けている職員の扶養親族 以て同項の規定による届出に係るもの

のすべてが扶養親族としての要件を欠くに至つた場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもつて終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から十五日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、これを受けている職員に更に第一項第一号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもの一部が扶養親族としての要件を欠くに至つた場合、扶養手当を受けている職員について同項第三号若しくは第四号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。

前項ただし書の規定は、第一号又は第三号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定

一 扶養手当を受けている職員に更に第一号に掲げる事実が生じた場合  
二 扶養手当を受けている職員の扶養親族（行政職九級職員等に

あつては、扶養親族たる子に限る。）で第一号の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至つた場合  
三 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第一号の規定による届出に係るものがある行政職九級職員等が行政職九級職員等以外の職員となつた場合

四 扶養親族たる配偶者、父母等で第一号の規定による届出に係るものがある行政職八級職員等が行政職八級職員等及び行政職九級職員等以外の職員となつた場合  
五 扶養親族たる配偶者、父母等で第一号の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で行政職九級職員等以外のものが行政職九級職員等となつた場合

六 扶養親族たる配偶者、父母等で第一号の規定による届出に係るものがある職員で行政職八級職員等及び行政職九級職員等以外のものが行政職八級職員等となつた場合  
七 職員の扶養親族たる子で第一号の規定による届出に係るもの

のうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子とな

前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員に更に第一号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至つた場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

つた場合

(勤勉手当)

第二十二條 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、人事委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。

一 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第二項第四号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に百分の八十（特定幹部職員にあつては、百分の百）を乗じて得た額の総額

二 略

3 5 略

附則

1 5 4 略

5 附則第二項の規定が適用される間、第二十二條第二項第一号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第二項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に百分の〇・八（特定幹部職員にあつては、百分の一）を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に百分の八十（特定幹部職員にあつては、百分の百）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

(勤勉手当)

第二十二條 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、人事委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。

一 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第二項第四号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に百分の八十二・五（特定幹部職員にあつては、百分の百二・五）を乗じて得た額の総額

二 略

3 5 略

附則

1 5 4 略

5 附則第二項の規定が適用される間、第二十二條第二項第一号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第二項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に百分の〇・八二五（特定幹部職員にあつては、百分の一・〇二五）を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に百分の八十二・五（特定幹部職員にあつては、百分の百二・五）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正（第三条による改正）

新

（給与に関する特例）

第五条 第三条第一号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第一号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額 円
1	397,191
2	457,677
3	519,171
4	599,819
5	697,605
6	796,399

2 第三条第二号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第二号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額 円
1	330,656
2	366,948
3	395,175

3  
6  
略

（給与条例の適用除外等）

旧

（給与に関する特例）

第五条 第三条第一号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第一号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額 円
1	393,000
2	453,000
3	515,000
4	595,000
5	692,000
6	790,000

2 第三条第二号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第二号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額 円
1	327,000
2	363,000
3	391,000

3  
6  
略

（給与条例の適用除外等）

第六條 略

2 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する給与条例第二条、第十八条の二第一項、第十九条第二項及び第二十一条第二項の規定の適用については、給与条例第二条中「義務教育等教員特別手当」とあるのは「義務教育等教員特別手当、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十二年秋田県条例第五十二号。以下「任期付研究員条例」という。）第五条第五項に規定する任期付研究員業績手当」と、給与条例第十八条の二第一項中「第九条第一項に規定する職員」とあるのは「第九条第一項に規定する職員又は任期付研究員条例第三条第一号の規定により採用された職員」と、給与条例第十九条第二項中「第九条第一項に規定する職員」とあるのは「第九条第一項に規定する職員及び任期付研究員条例第三条第一号の規定により採用された職員」と、給与条例第二十一条第二項中「百分の百十七・五」とあるのは「百分の百五十」と、「百分の百三十二・五」とあるのは「百分の百五十五」とする。

附則 略

第六條 略

2 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する給与条例第二条、第十八条の二第一項、第十九条第二項及び第二十一条第二項の規定の適用については、給与条例第二条中「義務教育等教員特別手当」とあるのは「義務教育等教員特別手当、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十二年秋田県条例第五十二号。以下「任期付研究員条例」という。）第五条第五項に規定する任期付研究員業績手当」と、給与条例第十八条の二第一項中「第九条第一項に規定する職員」とあるのは「第九条第一項に規定する職員又は任期付研究員条例第三条第一号の規定により採用された職員」と、給与条例第十九条第二項中「第九条第一項に規定する職員」とあるのは「第九条第一項に規定する職員及び任期付研究員条例第三条第一号の規定により採用された職員」と、給与条例第二十一条第二項中「百分の百十七・五」とあり、及び「百分の百三十二・五」とあるのは「百分の百五十」とする。

附則 略

2 当分の間、第一号任期付研究員の給料月額は、第五条第一項、第三項及び第四項の規定にかかわらず、これらの規定による額に、当該額に百分の〇・八五を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を加算した額と、第二号任期付研究員の給料月額も、同条第二項及び第三項の規定にかかわらず、これらの規定による額に百分の〇・八五を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を加算した額とする。



一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正（第四条による改正）

新

（給与条例の適用除外等）

第六条 略

2 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する給与条例第二条、第十八条の二第一項、第十九条第二項及び第二十一条第二項の規定の適用については、給与条例第二条中「義務教育等教員特別手当」とあるのは「義務教育等教員特別手当、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十二年秋田県条例第百五十二号。以下「任期付研究員条例」という。）第五条第五項に規定する任期付研究員業績手当」と、給与条例第十八条の二第一項中「第九条第一項に規定する職員」とあるのは「第九条第一項に規定する職員又は任期付研究員条例第三条第一号の規定により採用された職員」と、給与条例第十九条第二項中「第九条第一項に規定する職員」とあるのは「第九条第一項に規定する職員及び任期付研究員条例第三条第一号の規定により採用された職員」と、給与条例第二十一条第二項中「百分の百十七・五」とあり、及び「百分の百三十二・五」とあるのは「百分の百五十二・五」とする。

旧

（給与条例の適用除外等）

第六条 略

2 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する給与条例第二条、第十八条の二第一項、第十九条第二項及び第二十一条第二項の規定の適用については、給与条例第二条中「義務教育等教員特別手当」とあるのは「義務教育等教員特別手当、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十二年秋田県条例第百五十二号。以下「任期付研究員条例」という。）第五条第五項に規定する任期付研究員業績手当」と、給与条例第十八条の二第一項中「第九条第一項に規定する職員」とあるのは「第九条第一項に規定する職員又は任期付研究員条例第三条第一号の規定により採用された職員」と、給与条例第十九条第二項中「第九条第一項に規定する職員」とあるのは「第九条第一項に規定する職員及び任期付研究員条例第三条第一号の規定により採用された職員」と、給与条例第二十一条第二項中「百分の百十七・五」とあるのは「百分の百五十」と、「百分の百三十二・五」とあるのは「百分の百五十五」とする。

一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正（第五条による改正）

新

（特定任期付職員の給与に関する特例）

旧

（特定任期付職員の給与に関する特例）

第七条 第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員（企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第三条第一号の地方公営企業に勤務する一般職に属する地方公務員をいう。以下同じ。）である者を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額 円
1	375,013
2	423,402
3	474,815
4	536,309
5	611,916
6	714,742
7	835,714

2  
5  
略

（特定任期付職員の給与条例の適用除外等）

第八条 略

2 特定任期付職員に対する給与条例第二条、第十一条の三、第十八条の二第一項、第十九条第二項及び第二十一条第二項の規定の適用については、給与条例第二条中「義務教育等教員特別手当」とあるのは「義務教育等教員特別手当、一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年秋田県条例第六十九号。以下「任期付職員条例」という。）第七条第四項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第十一条の三中「職員」とあるのは「職員及び任期付職員条例第七条第一項の給料表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で人事委員会の定めるものに限る。）」と、給与条例第十八条の二第一項中「第九条第一項に規定する職員」とあるのは「第九条第一項に規定する職員又は任期付職員条例第二条第一項の規定により採用された職員」と、給与条例第十九条第二項中「第九条第一項に規定する職員」とあるのは「

第七条 第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員（企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第三条第一号の地方公営企業に勤務する一般職に属する地方公務員をいう。以下同じ。）である者を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額 円
1	371,000
2	419,000
3	471,000
4	532,000
5	607,000
6	709,000
7	829,000

2  
5  
略

（特定任期付職員の給与条例の適用除外等）

第八条 略

2 特定任期付職員に対する給与条例第二条、第十一条の三、第十八条の二第一項、第十九条第二項及び第二十一条第二項の規定の適用については、給与条例第二条中「義務教育等教員特別手当」とあるのは「義務教育等教員特別手当、一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年秋田県条例第六十九号。以下「任期付職員条例」という。）第七条第四項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第十一条の三中「職員」とあるのは「職員及び任期付職員条例第七条第一項の給料表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で人事委員会の定めるものに限る。）」と、給与条例第十八条の二第一項中「第九条第一項に規定する職員」とあるのは「第九条第一項に規定する職員又は任期付職員条例第二条第一項の規定により採用された職員」と、給与条例第十九条第二項中「第九条第一項に規定する職員」とあるのは「

第九条第一項に規定する職員及び任期付職員条例第二条第一項の規定により採用された職員」と、給与条例第二十一条第二項中「百分の百十七・五」とあるのは「百分の百五十」と、「百分の百三十二・五」とあるのは「百分の百五十五」とする。

附則

153 略

第九条第一項に規定する職員及び任期付職員条例第二条第一項の規定により採用された職員」と、給与条例第二十一条第二項中「百分の百十七・五」とあり、及び「百分の百三十二・五」とあるのは「百分の百五十」とする。

附則

153 略

(給料月額の特例措置)

4 当分の間、特定任期付職員の給料月額は、第七条第一項から第三項までの規定にかかわらず、これらの規定による額に、当該額に百分の〇・八五を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を加算した額とする。

一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正（第六条による改正）

新

（特定任期付職員の給与条例の適用除外等）  
第八条 略

2 特定任期付職員に対する給与条例第二条、第十一条の三、第十八条の二第一項、第十九条第二項及び第二十一条第二項の規定の適用については、給与条例第二条中「義務教育等教員特別手当」とあるのは「義務教育等教員特別手当、一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年秋田県条例第六十九号。以下「任期付職員条例」という。）第七条第四項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第十一条の三中「職員」とあるのは「職員及び任期付職員条例第七条第一項の給料表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で人事委員会の定めるものに限る。）

旧

（特定任期付職員の給与条例の適用除外等）  
第八条 略

2 特定任期付職員に対する給与条例第二条、第十一条の三、第十八条の二第一項、第十九条第二項及び第二十一条第二項の規定の適用については、給与条例第二条中「義務教育等教員特別手当」とあるのは「義務教育等教員特別手当、一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年秋田県条例第六十九号。以下「任期付職員条例」という。）第七条第四項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第十一条の三中「職員」とあるのは「職員及び任期付職員条例第七条第一項の給料表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で人事委員会の定めるものに限る。）

「と、給与条例第十八条の二第一項中「第九条第一項に規定する職員」とあるのは「第九条第一項に規定する職員又は任期付職員条例第二条第一項の規定により採用された職員」と、給与条例第十九条第二項中「第九条第一項に規定する職員」とあるのは「第九条第一項に規定する職員及び任期付職員条例第二条第一項の規定により採用された職員」と、給与条例第二十一条第二項中「百分の百十七・五」とあり、及び「百分の百三十二・五」とあるのは「百分の百五十二・五」とする。

「と、給与条例第十八条の二第一項中「第九条第一項に規定する職員」とあるのは「第九条第一項に規定する職員又は任期付職員条例第二条第一項の規定により採用された職員」と、給与条例第十九条第二項中「第九条第一項に規定する職員」とあるのは「第九条第一項に規定する職員及び任期付職員条例第二条第一項の規定により採用された職員」と、給与条例第二十一条第二項中「百分の百十七・五」とあるのは「百分の百五十」と、「百分の百三十二・五」とあるのは「百分の百五十五」とする。

市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和二十八年秋田県条例第五十九号）の一部改正（附則第八項による改正）

新

旧

（時間外勤務手当及び休日勤務手当）

第十九条 職員に対する時間外勤務手当及び休日勤務手当は、県立学校職員の例による。この場合において、一般職の職員の給与に関する条例第十九条の二第五号中「特地勤務手当」とあるのは「市町村立学校職員の給与等に関する条例第十七条の二第一項に規定するへき地手当」と、同条例附則第四項中「給料月額及び同条第二号から第六号までに掲げる給与」とあるのは「給料月額並びに同条第二号から第四号まで及び第六号に掲げる給与並びに市町村立学校職員の給与等に関する条例第十七条の二第一項に規定するへき地手当」と、「同条に」とあるのは「第十九条の二に」と、「給料月額減額基礎額及び同条第二号から第六号までに掲げる給与」とあるのは「給料月額減額基礎額並びに同条第二号から第四号まで及び第六号に掲げる給与並びに同条例第十七条の二第一項に規定するへき地手当」とする。

（時間外勤務手当及び休日勤務手当）

第十九条 職員に対する時間外勤務手当及び休日勤務手当は、県立学校職員の例による。この場合において、一般職の職員の給与に関する条例第十九条の二第五号中「特地勤務手当」とあるのは「市町村立学校職員の給与等に関する条例第十七条の二第一項に規定するへき地手当」と、同条例附則第五項中「給料月額及び同条第二号から第六号までに掲げる給与」とあるのは「給料月額並びに同条第二号から第四号まで及び第六号に掲げる給与並びに市町村立学校職員の給与等に関する条例第十七条の二第一項に規定するへき地手当」と、「同条に」とあるのは「第十九条の二に」と、「給料月額減額基礎額及び同条第二号から第六号までに掲げる給与」とあるのは「給料月額減額基礎額並びに同条第二号から第四号まで及び第六号に掲げる給与並びに同条例第十七条の二第一項に規定するへき地手当」とする。

職員の子児休業等に関する条例（平成四年秋田県条例第六号）の一部改正（附則第九項による改正）

新

附則

1・2 略

（給与条例附則第二項の規定により給与が減ぜられて支給される育児短時間勤務職員等に関する読替え）

3 育児短時間勤務職員に対する給与条例附則第二項第一号、第三号及び第四号の規定の適用については、同項第一号中「号給の給料月額に」とあるのは「号給の給料月額に勤務時間条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数（以下この項において「算出率」という。）を乗じて得た額に」と、「を減じた額」とあるのは「に算出率を乗じて得た額を減じた額」と、同項第三号及び第四号中「給料月額及び」とあるのは「給料月額を算出率で除して得た額及び」と、「給料月額に」とあるのは「給料月額を算出率で除して得た額に」と、「給料月額減額基礎額」とあるのは「給料月額減額基礎額を算出率で除して得た額」とする。

4 略

5 任期付短時間勤務職員に対する給与条例附則第二項第一号の規定の適用については、同号中「号給の給料月額に」とあるのは「号給の給料月額に勤務時間条例第二条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数（以下この号において「算出率」という。）を乗じて得た額に」と、「を減じた額」とあるのは「に算出率を乗じて得た額を減じた額」とする。

6 略

旧

附則

1・2 略

（給与条例附則第三項の規定により給与が減ぜられて支給される育児短時間勤務職員等に関する読替え）

3 育児短時間勤務職員に対する給与条例附則第三項第一号、第三号及び第四号の規定の適用については、同項第一号中「号給の給料月額に」とあるのは「号給の給料月額に勤務時間条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数（以下この項において「算出率」という。）を乗じて得た額に」と、「を減じた額」とあるのは「に算出率を乗じて得た額を減じた額」と、同項第三号及び第四号中「給料月額及び」とあるのは「給料月額を算出率で除して得た額及び」と、「給料月額に」とあるのは「給料月額を算出率で除して得た額に」と、「給料月額減額基礎額」とあるのは「給料月額減額基礎額を算出率で除して得た額」とする。

4 略

5 任期付短時間勤務職員に対する給与条例附則第三項第一号の規定の適用については、同号中「号給の給料月額に」とあるのは「号給の給料月額に勤務時間条例第二条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数（以下この号において「算出率」という。）を乗じて得た額に」と、「を減じた額」とあるのは「に算出率を乗じて得た額を減じた額」とする。

6 略

<p>7 給与条例附則第二項又は市町村立学校職員給与条例附則第三項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する第二十六条第一項の規定の適用については、同項中「第十九条の二」及び「第二十条第二項」とあるのは、「附則第四項」とする。</p>	<p>7 給与条例附則第三項又は市町村立学校職員給与条例附則第三項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する第二十六条第一項の規定の適用については、同項中「第十九条の二」及び「第二十条第二項」とあるのは、「附則第五項」とする。</p>
---	---

職員勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年秋田県条例第三号）の一部改正（附則第十項による改正）

<p>新</p>	<p>旧</p>
<p>附則 15 略 （一般職の職員の給与に関する条例附則第二項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に関する読替え） 12 一般職の職員の給与に関する条例附則第二項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する第十五条第三項の規定の適用については、同項中「第十九条の二」とあるのは、「附則第四項」とする。</p>	<p>附則 15 略 （一般職の職員の給与に関する条例附則第三項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に関する読替え） 12 一般職の職員の給与に関する条例附則第三項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する第十五条第三項の規定の適用については、同項中「第十九条の二」とあるのは、「附則第五項」とする。</p>

一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正（附則第十一項による改正）

<p>新</p>	<p>旧</p>
<p>附則 1 略 （給与条例附則第二項等の規定により給与が減ぜられて支給される短時間勤務職員に関する読替え）</p>	<p>附則 1 略 （給与条例附則第三項等の規定により給与が減ぜられて支給される短時間勤務職員に関する読替え）</p>

<p>2 第四条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員（企業職員である者を除く。次項において同じ。）に対する給与条 例附則第三項第一号の規定の適用については、同号中「号給の給 料月額に」とあるのは「号給の給料月額に勤務時間条例第二条第 三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規 定する勤務時間で除して得た数（以下この号において「算出率」 という。）を乗じて得た額に」と、「を減じた額」とあるのは「 に算出率を乗じて得た額を減じた額」とする。</p> <p>3・4 略</p>	<p>2 第四条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員（企業職員である者を除く。次項において同じ。）に対する給与条 例附則第三項第一号の規定の適用については、同号中「号給の給 料月額に」とあるのは「号給の給料月額に勤務時間条例第二条第 三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規 定する勤務時間で除して得た数（以下この号において「算出率」 という。）を乗じて得た額に」と、「を減じた額」とあるのは「 に算出率を乗じて得た額を減じた額」とする。</p> <p>3・4 略</p>
---	---

<p>職員の高齢者部分休業に関する条例（平成十九年秋田県条例第六十七号）の一部改正（附則第十二項第二号による改正）</p> <p>新</p> <p>1 附則 略</p> <p>2 一般職の職員の給与に関する条例附則第二項又は市町村立学校職員の給与等に関する条例附則第三項の規定により給与が減せられて支給される職員に対する第三条の規定の適用については、同条中「第十九条の二」及び「第二十条第二項」とあるのは、「附則第四項」とする。</p>	<p>職員の高齢者部分休業に関する条例（平成十九年秋田県条例第六十七号）の一部改正（附則第十二項第二号による改正）</p> <p>旧</p> <p>1 附則 略</p> <p>2 一般職の職員の給与に関する条例附則第三項又は市町村立学校職員の給与等に関する条例附則第三項の規定により給与が減せられて支給される職員に対する第三条の規定の適用については、同条中「第十九条の二」及び「第二十条第二項」とあるのは、「附則第五項」とする。</p>
--	--

<p>職員の高齢者部分休業に関する条例（平成十九年秋田県条例第六十七号）の一部改正（附則第十二項第二号による改正）</p> <p>新</p>	<p>職員の高齢者部分休業に関する条例（平成十九年秋田県条例第六十七号）の一部改正（附則第十二項第二号による改正）</p> <p>旧</p>
--	--

<p>1 略 附則</p> <p>2 一般職の職員の給与に関する条例附則第二項又は市町村立学校職員の給与等に関する条例附則第三項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する第三条の規定の適用については、同条中「第十九条の二」及び「第二十条第二項」とあるのは、「附則第四項」とする。</p>	<p>1 略 附則</p> <p>2 一般職の職員の給与に関する条例附則第三項又は市町村立学校職員の給与等に関する条例附則第三項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する第三条の規定の適用については、同条中「第十九条の二」及び「第二十条第二項」とあるのは、「附則第五項」とする。</p>
---	---

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十七年秋田県条例第六十一号）の一部改正（附則第十三項による改正）

<p style="text-align: center;">新</p> <p>1 5 略 附則</p> <p>（切替日における給料の切替えに伴う経過措置）</p> <p>6 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、平成三十年十二月三十一日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額（給与条例附則第二項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあつては、当該額に百分の九十九を乗じて得た額）を給料として支給する。</p> <p>7 18 略</p>	<p style="text-align: center;">旧</p> <p>1 5 略 附則</p> <p>（切替日における給料の切替えに伴う経過措置）</p> <p>6 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、平成三十年十二月三十一日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額（給与条例附則第三項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあつては、当該額に百分の九十九を乗じて得た額）を給料として支給する。</p> <p>7 18 略</p>
---	---



「知事等の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例案」について  
(議案第191号)

平成28年12月5日

人 事 課

## 1 改正内容

一般職の職員の給与改定により、知事、副知事及び常勤の監査委員に対する期末手当の支給月数を引き上げる。

支給期	現 行	改 正 後	
		平成28年度	平成29年度以降
6月	1.50月	1.50月	1.525月 (0.025月)
12月	1.50月	1.55月 (0.05月)	1.525月 (0.025月)
年間計	3.00月	3.05月 (0.05月)	3.05月 (0.05月)

( ) 内は現行の支給月数との比較

## 2 施行期日等

- ・ 平成28年度分：公布の日（平成28年12月1日適用）
- ・ 平成29年度以降分：平成29年4月1日

知事等の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表  
知事等の給与および旅費に関する条例の一部改正（第一条による改正）

<p>新</p>	<p>(期末手当) 第八条 略</p> <p>2 知事等の期末手当の額は、職員の給与条例の適用を受ける職員 の例により算出した額とする。この場合において、職員の給与条 例第二十一条第二項中「期末手当基礎額」とあるのは「給料月額 の百分の百四十五に相当する額」と、「百分の百十七・五」とあ るのは「百分の百五十」と、「百分の百三十二・五」とあるのは 「百分の百五十五」とする。</p> <p>3・4 略</p>	<p>旧</p>	<p>(期末手当) 第八条 略</p> <p>2 知事等の期末手当の額は、職員の給与条例の適用を受ける職員 の例により算出した額とする。この場合において、職員の給与条 例第二十一条第二項中「期末手当基礎額」とあるのは「給料月額 の百分の百四十五に相当する額」と、「百分の百十七・五」とあ り、及び 「百分の百五十」と、「百分の百三十二・五」とあるのは 「百分の百五十五」とする。</p> <p>3・4 略</p>
<p>新</p>	<p>(期末手当) 第八条 略</p> <p>2 知事等の期末手当の額は、職員の給与条例の適用を受ける職員 の例により算出した額とする。この場合において、職員の給与条 例第二十一条第二項中「期末手当基礎額」とあるのは「給料月額 の百分の百四十五に相当する額」と、「百分の百十七・五」とあ り、及び 「百分の百五十二・五」とする。</p> <p>3・4 略</p>	<p>旧</p>	<p>(期末手当) 第八条 略</p> <p>2 知事等の期末手当の額は、職員の給与条例の適用を受ける職員 の例により算出した額とする。この場合において、職員の給与条 例第二十一条第二項中「期末手当基礎額」とあるのは「給料月額 の百分の百四十五に相当する額」と、「百分の百十七・五」とあ るのは「百分の百五十」と、「百分の百三十二・五」とあるのは 「百分の百五十五」とする。</p> <p>3・4 略</p>

知事等の給与および旅費に関する条例の一部改正（第二条による改正）

「県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例案」について  
(議案第188号)

平成28年12月5日

人 事 課

## 1 改正内容

県議会議員に対する期末手当の支給月数を引き上げる。

支給期	現 行	改 正 後	
		平成28年度	平成29年度以降
6月	1.50月	1.50月	1.525月 (0.025月)
12月	1.50月	1.55月 (0.05月)	1.525月 (0.025月)
年間計	3.00月	3.05月 (0.05月)	3.05月 (0.05月)

( )内は現行の支給月数との比較

## 2 施行期日等

- ・ 平成28年度分：公布の日（平成28年12月1日適用）
- ・ 平成29年度以降分：平成29年4月1日

県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表  
 県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正（第一条による改正）

新	<p>第一条の二 略</p> <p>2 県議会議員の期末手当の支給に関しては、一般職員の例による。              この場合において、一般職の職員の給与に関する条例第二十一条第二項中「期末手当基礎額」とあるのは「議員報酬月額額の百分の百四十五に相当する額」と、「百分の百十七・五」とあるのは「百分の百五十」と、「百分の百三十二・五」とあるのは「百分の百五十五」とする。</p>
旧	<p>第一条の二 略</p> <p>2 県議会議員の期末手当の支給に関しては、一般職員の例による。              この場合において、一般職の職員の給与に関する条例第二十一条第二項中「期末手当基礎額」とあるのは「議員報酬月額額の百分の百四十五に相当する額」と、「百分の百十七・五」とあり、及び「百分の百三十二・五」とあるのは「百分の百五十」とする。</p>

県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正（第二条による改正）

新	<p>第一条の二 略</p> <p>2 県議会議員の期末手当の支給に関しては、一般職員の例による。              この場合において、一般職の職員の給与に関する条例第二十一条第二項中「期末手当基礎額」とあるのは「議員報酬月額額の百分の百四十五に相当する額」と、「百分の百十七・五」とあり、及び「百分の百三十二・五」とする。</p>
旧	<p>第一条の二 略</p> <p>2 県議会議員の期末手当の支給に関しては、一般職員の例による。              この場合において、一般職の職員の給与に関する条例第二十一条第二項中「期末手当基礎額」とあるのは「議員報酬月額額の百分の百四十五に相当する額」と、「百分の百十七・五」とあるのは「百分の百五十」とする。</p>

「職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例案」について  
(議案第190号)

平成28年12月5日  
人 事 課

### 1 改正理由

雇用保険法等の一部を改正する法律(平成28年法律第17号)による雇用保険法(昭和49年法律第116号)の一部改正により、失業者の退職手当について所要の規定の整備を行う必要がある。

※ 失業者の退職手当：

退職時に退職手当が不支給又は極めて低額しか受給しなかった退職者がその後一定期間失業状態にある場合に、雇用保険法の規定による失業等給付の限度内で支給するもの  
(対象者：勤続期間が短期間の退職者 等)

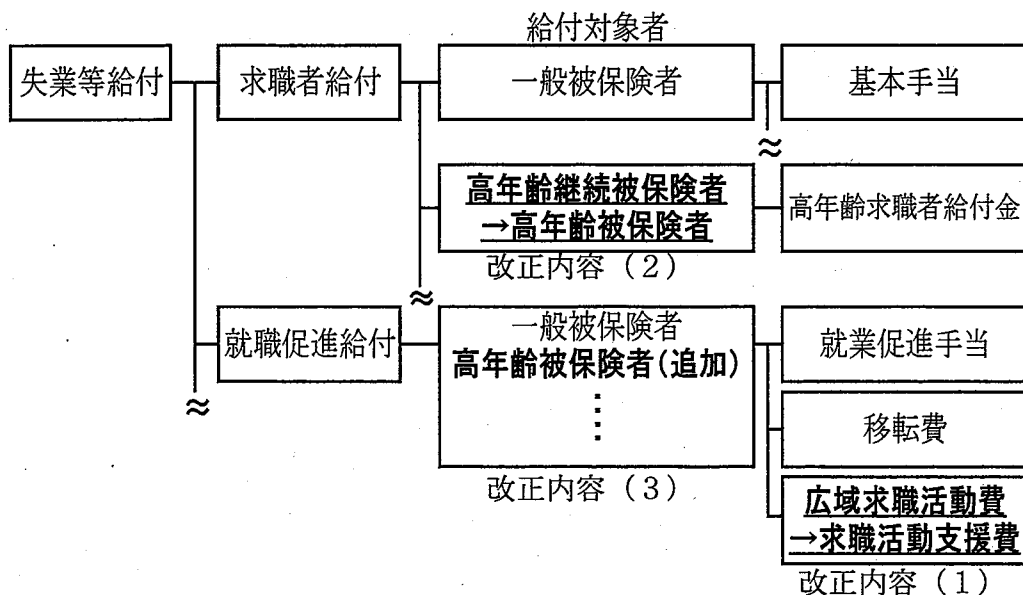
### 2 改正内容

- (1) 失業等給付の対象費用が拡大され、その名称が改められたことに伴い、引用している「広域求職活動費」を「求職活動支援費」に改める。
- (2) 65歳以上の被保険者の要件が緩和され、その名称が改められたことに伴い、引用している「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改める。
- (3) 65歳以上で退職した職員が求職活動をした場合は、新たに就職促進給付(就業促進手当等)に相当する金額を退職手当として支給する。
- (4) その他所要の規定の整理を行う。

### 3 施行期日等

- (1) 施行日 平成29年1月1日
- (2) その他 所要の経過措置を規定する。

【参考】失業等給付に係る雇用保険法改正の概要



新

(失業者の退職手当)

第十条 略

254 略

5 勤続期間六月以上で退職した職員（第七項の規定に該当する者を除く。）であつて、その者を雇用保険法第四条第一項に規定する被保険者と

みなしたならば同法第三十七条

の二第一項に規定する高年齢被保険者 に該当するもののうち、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、同号に掲げる額から第一号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。

一 略

二 その者を雇用保険法第三十七条の三第二項に規定する高年齢受給資格者と、その者の基準勤続期間（第二項に規定する基準勤続期間をいう。以下この条において同じ。）を同法第十七条第一項に規定する被保険者期間と、当該退職の日を同法第二十条第一項第一号に規定する離職の日と、その者の基準勤続期間の年月数を同法第三十七条の四第三項 の規定による期間の年月数とみなして同法の規定を適用した場合に、その者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する額

6 勤続期間六月以上で退職した職員（第八項の規定に該当する者を除く。）であつて、その者を雇用保険法第四条第一項に規定する被保険者と

みなしたならば同法第三十七条の二第一項に規定する高年齢被保険者 に該当するものが退職の日後失業している場合において、退職した者が一般の退職手当

旧

(失業者の退職手当)

第十条 略

254 略

5 勤続期間六月以上で退職した職員（第七項の規定に該当する者を除く。）であつて、その者を雇用保険法第四条第一項に規定する被保険者と、その者が退職の際勤務していた県の事務を同法第五条第一項に規定する適用事業とみなしたならば同法第三十七条の二第一項に規定する高年齢継続被保険者に該当するものうち、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、同号に掲げる額から第一号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。

一 略

二 その者を雇用保険法第三十七条の三第二項に規定する高年齢受給資格者と、その者の基準勤続期間（第二項に規定する基準勤続期間をいう。以下この条において同じ。）を同法第十七条第一項に規定する被保険者期間と、当該退職の日を同法第二十条第一項第一号に規定する離職の日と、その者の基準勤続期間の年月数を同法第三十七条の四第三項前段の規定による期間の年月数とみなして同法の規定を適用した場合に、その者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する額

6 勤続期間六月以上で退職した職員（第八項の規定に該当する者を除く。）であつて、その者を雇用保険法第四条第一項に規定する被保険者と、その者が退職の際勤務していた県の事務を同法第五条第一項に規定する適用事業とみなしたならば同法第三十七条の二第一項に規定する高年齢継続被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合において、退職した者が一般の退職手当

等の支給を受けないときは、前項第二号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。

7  
10 略

11 第一項、第三項及び第五項から前項までに定めるもののほか、第一項又は第三項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。

一五 略

六 求職活動に伴い雇用保険法第五十九条第一項各号のいずれかに該当する行為をする者 同条第二項に規定する求職活動支援費の額に相当する金額

12  
14 略

15 第十一項の規定は、第五項又は第六項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（第五項又は第六項の規定により退職の日から起算して一年を経過していないものを含む。）及び第七項又は第八項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（第七項又は第八項の規定による退職手当の支給を受けた者であつて、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して六箇月を経過していないものを含む。）について準用する。この場合において、第十一項中「次の各号」とあるのは「第四号から第六号まで」と、「技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当」とあるのは「就業促進手当」と読み替えるものとする。

16  
17 略

等の支給を受けないときは、前項第二号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。

7  
10 略

11 第一項、第三項及び第五項から前項までに定めるもののほか、第一項又は第三項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は広域求職活動費の支給の条件に従い支給する。

一五 略

六 公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をする者 雇用保険法第五十九条第二項に規定する広域求職活動費の額に相当する金額

12  
14 略

15 第十一項の規定は、第七項

又は第八項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（これらの規定による退職手当の支給を受けた者であつて、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して六箇月を経過していないものを含む。）について準用する。この場合において、第十一項中「次の各号」とあるのは「第四号から第六号まで」と、「技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当」とあるのは「就業促進手当」と読み替えるものとする。

16  
17 略